

○農林水産省告示第二千八十一号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十条第一項第三号の規定に基づき、東京都の区域を分けた区域を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

区域の名称	区域
大島区域	大島町、利島村、新島村及び神津島村の区域
三宅島区域	三宅村及び御蔵島村の区域
八丈島区域	八丈町及び青ヶ島村の区域
小笠原区域	小笠原村の区域
東京区域	東京都の区域のうち大島区域、三宅島区域、八丈島区域及び小笠原区域を除く区域

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 昭和四十一年三月三十日農林省告示第三百八十二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第七条第一号の規定に基づき区域を定める件）は、廃止する。